

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第卷一十五第

月九年五十和昭

## 論叢

ミスとリスト……………經濟學博士 堀 經 夫

經濟變動と財政……………經濟學博士 沙 見 三 郎

## 時論

經濟に於ける統制と體制……………文學博士 高 田 保 馬

## 研究

元史食貨志に見はれたる貨幣思想……………經濟學士 穗 積 文 雄

統制組織と問屋金融……………經濟學士 山 杉 競

原始教團の共同性……………經濟學士 澤 崎 堅 造

## 說苑

橋本左内の經濟思想……………經濟學博士 本 庄 榮 治 郎

滿洲大豆の發展……………經濟學士 江 頭 恒 治

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

元史食貨志に見られたる貨幣思想

穂 積 文 雄

これは元史食貨志に見られたる貨幣思想を窺はうとするささやかなる試である。元の貨幣は鈔、すなはち紙幣を主とするから、その貨幣思想は大體その上に成り立つが、然し古來の錢、すなはち鑄貨から全く脱却することは容易ではないので、その上に成り立つ貨幣思想も見られ、從てまた錢と鈔の關係の上に成り立つ貨幣思想も問題になると考へられる。そして、いま、元史食貨志を繙くと、そこに見られたる貨幣思想はそう言ふふうにとめてうかがふのが最適當であるように私には思はれる。だから私はそう言ふふうにとめてうかがふことにする。

二

元史食貨志は元の鈔に就いて『元初倣唐宋金之法。有行用鈔。其制無文籍可攷。』と述べたる後、『世祖中統元年始造交鈔』と誌す。然らばその交鈔は如何なるものかと云へば、『以絲爲本。每銀五十兩。易絲鈔一千兩。』

諸物之直。並從絲例。』とある。そしてわれわれはそれに於て紙幣の基礎を人の生活の必需品に置くことに於て、第一次歐洲大戰後獨逸の混亂せる貨幣制度を救済せるかのレンテンマルクとその根本思想を同じくすることを認めざるを得ぬ。もつとも鈔は唐の飛錢に始まると曰はれ、そして唐の飛錢は茶にかかはりのあることを知らば或は別に驚くにはあたらぬかも知れぬ。然しながら、絲鈔の起原を求めて、元史、何實傳に『博值兵火後。物貨不通。實以絲數。印置會子。權行一方。民獲買遷之利』とあるを讀むときは、われわれは絲鈔とレンテンマルクの近似を思ひ、何實とシヤハトの思想の相似を感じざるを得ぬものがなければならぬであらう。

その後元代に於ける鈔を見ると、食貨志によれば先づ『是年十月。又造中統元寶鈔。其文以十計者四。曰一十文二十文三十文五十文。以百計者三。曰一百文二百文五百文。以貫計者二。曰一貫文二貫文。每一貫同交鈔一兩。兩貫同白銀一兩。』とあるが、『元寶交鈔。行之既久。物重鈔輕。』くになると、『二十四年<sup>3)</sup>。遂改造至元鈔。自二貫至五文。凡十有一等。與中統鈔通行。每一貫文當中統鈔五貫文。』となり、武宗の至大二年、また『物重鈔輕。』を以て、『改造至大銀鈔。自二兩至二釐。定爲一十三等。每一兩準至元鈔五貫。白銀一兩。赤金一錢。』となし、かくて元史食貨志の撰者は、『元之鈔法。至是蓋三變矣。大抵至元鈔五倍於中統。至大鈔又五倍於至元。』と言つてゐる。

いまこれらの鈔をみるに、元史食貨志によれば、『元之交鈔寶鈔。雖皆以錢爲文。而錢則弗之鑄也。』とあるのであるから、これらの鈔は實は不換紙幣であり、その貨幣制度はその限りに於ては紙幣本位制に屬するとせねばならぬ。そして私は、貨幣がその本質たる交換の媒介者にそれ自らを純化するときは、それはやがてその素材價

1) 元史、卷一百五十、列傳、第三十七、何實。

2) 中統元年。

3) 至元二十四年。

値の束縛より解放せられて紙幣に昇化する過程をたどるものと見るものであり、従て貨幣は紙幣に於て最純粹な自己を見出すはずであると信ずる故に、そこに私は偉大なる貨幣思想の存在を想はざるを得ぬ。

然しながら、上掲の如く、元の鈔が三大變遷を経たのは鈔が、『行之既久。物重鈔輕』くなつた爲に、より價値の高い新鈔を『改造』りてこれを救済せんとしたが故に外ならぬことは元史食貨志の記するところであるが、そのことは何を意味するか、その背後に如何なる思想がひそむかと追求すると、われわれはそこに極めて貧弱なる貨幣思想を見出さざるを得ぬことに大なる失望を感じざるを得ぬ。

蓋し、『物重鈔輕』の弊を匡救せんとするならば、先づその原因を究明してその除去に進むべきである。然るにそのことをせずして鈔の價値が下落したからと言つて直に價値高い鈔に改造すると言ふのは餘りにもイメージなやり方と言はねばならぬ。それもそれによりて解決がつくならばまだしもであるが、それは源を濁れるままにして末の澄むのを求むるが如きもので、何時までも解決はつかぬはずであるに於ては、思想の貧困と評されても仕方があるまい。

思ふに、この場合『物重鈔輕』の原因は、信用の不足にあるかと言へば、信用の不足は、普通紙幣發行者たる政府に對する不信用か、又はその兌換能力に對する不信用であるはずであるが、若しそれが政府に對する不信用であるならば價値の下落せる舊鈔に代へるに價値高き新鈔を以てすることは無意味でなければならず、また若し、それが、兌換能力に對する不信用であるとすれば、紙幣本位の下に於てはそのことは意味がないことと言はねばならぬ。だからこの場合鈔の價値下落の原因として信用不足をあげるわけには行かぬと思ふ。事實、元史食

貨志に、『未及期年。仁宗即位。以倍數太多。輕重失宜。遂有罷銀鈔之詔。而中統至元二鈔。終元之世。蓋常行焉。』とあり、また、『仁宗復下詔。以鼓鑄弗給。新舊資用。其弊滋甚。與銀鈔皆廢不行。所立院監亦皆罷革。而專用至元中統鈔云』とある通り、舊鈔の方が却てよく行はれてゐることはそれを證するに足るであらう。

『物重鈔輕』の原因が信用の缺如でないとするれば、それは恐らく、その流通量の増大か、或は財貨の量の減少か又はそれら兩者の競合かである、と解せられるが普通である。從てその對策は、紙幣流通量の統制、所謂通貨統制乃至生産力の擴充又はその兩者でなければならぬと思はれる。然かるにそのことなくして、たゞ單に舊鈔の價値が下落したから、より價値の高い新鈔に『改造』すると云ふ考へ方を見る時、貨幣思想の貧困を慨せざるを得ぬ。特に先秦時代の昔より貨幣數量説が見出されることを思ふ時一層然りである。

然しそれに對しては、元の世ともかくも紙幣本位が維持されたのは、鈔の濫發が無かつたからで、殊に後に引くごとく、武祺等の鈔が、『民間流轉者少。僞鈔滋多。』ことを指摘して幣制改革を唱へたことはそれを證して餘りありと云ふべく、そう考へて讀めば、『鈔輕』と記する場合には、『鈔愈多而輕』とあるが普通であるのに、この場合には、『行之既久。物重鈔輕』とし又は單に『物重鈔輕』とあり、『鈔多而輕』と云ふ意味の語の見られぬことにも意味があるように思はれる。そうすると『鈔輕』の原因は少くとも『行之既久』でなければならぬが、今流通量の増大以外に『行之既久』が、何故鈔の價値の下落の原因なりやは解するに苦しむところで、後に引く呂思誠の、『至元鈔猶故戚也。家之童稚皆識之矣。交鈔猶新戚也。雖不敢不親。人未識也。其僞反滋多爾。』と云へるを讀めば一層然からざるを得ぬ。そうすると『鈔輕』の眞因は一體これをどこに求むべきであらうか。ある

ひは流通經濟が後退したから交換手段に對する欲求が減退し、從て純乎として純な不換紙幣などその價値は財貨と比較し大に劣るとでも解すべきであらうか。然かしかく解することによりて先の貨幣數量説による説明を否定したとしたところで、そのことから『物重鈔輕』に對する政策を直に價値高き新鈔の發行に求むることの貨幣思想的貧困性が解消することにならぬことは云ふまでもない。況や、『行之既久』は成程語そのものに於ては鈔の數量の増加を意味せぬが、然し長いこと行へば結局數量は増大すると考へざるを得ぬし、又、武祇は、鈔の流通量が小である點を非なりとして幣制改革を唱へたには相違ないが、それはすつと後のことでそれは、武祇自ら言ふごとく、『比年以來。失祖宗元行鈔法本意。不與轉撥。』るからで、以前に於ては、『鈔法疏通。民受其利。』ることを認めて居るのである。殊に、元史食貨志に記載せられて居らぬが、元史の耶律楚材傳に見えて居り、柯劭菴の新元史の食貨志や、<sup>4)</sup>欽定續文獻通考に引用せられて居る、『有于元者。奏行交鈔。楚材曰。金章宗時。初行交鈔。與錢通行。有司以出鈔爲利。收鈔爲諱。謂之老鈔。至以萬貫唯易一餅。民力困竭。國用匱乏。當爲監戒。今印造交鈔。宜不過萬錠。從之。』<sup>5)</sup>を讀み、元史食貨志に於ける歲印鈔數を見る時、思ひ半ばに過ぎるものがあるであらう。

なほ元史食貨志を讀むと、中統の始に、『又以文綾織爲中統銀貨。其等有五。曰一兩二兩三兩五兩十兩。每一兩同白銀一兩。而銀貨蓋未及行云。』とある。これは銀貨の兌換券を織物で造つたもので紙幣でなくて言はゞ布幣であるがこの『銀貨蓋未及行』の銀貨が、文綾織を以てせるこの布幣たる中統銀貨を指すのでなくて兌換の對象たる銀貨とすればこの兌換券は不換布幣である。そして私のこゝに面白く感ずるのは、思ふに紙幣は貨幣がそれ

4) 元史、卷之七四、志第四十一、食貨志七、鈔法。  
5) 欽定續文獻通考、卷九、錢幣考、元鈔、附銀。  
6) 元史、卷一百四十六、列傳第三十三、耶律楚材

自らを素材價值より解放する純化過程の極限と見るならばかくの如き布幣は論理的には紙幣に先行すべき筈であるのに却て紙幣に後行するのは蓋し紙幣の耐久性を欠ぐと云ふ缺陷を克服するためであらうが、この缺陷を克服して一步前進することは論理的には一步後退の道をたどることを意味すると云ふことである。そしてそれはともかくも、支那に於て先に前漢の武帝の時に皮幣を見今また布幣とも云ふべきものを見ることは軟貨史上特筆大書に値するのではあるまいか。

## 三

先に引けるごとく、元史食貨志に記して、『元之交鈔寶鈔。雖皆以錢爲文。而錢則弗之鑄也。』とある位で元の貨幣制度は紙幣本位を思はしめるが、然し、成周の昔九府圜法に始まると稱せられ、歷代未だ嘗て廢せざる錢を元に於てのみ全然廢することは流石に困難と見え、われわれは元史食貨志に『武宗至大三年。初行錢法。立資國院。泉貨監。以領之。其錢曰至大通寶者。一文準至大銀鈔一釐。曰大元通寶者。一文準至大通寶錢一十文。歷代銅錢。悉依古例。與至大錢通用。其當五當三折二。並以舊數用之。』とあるを読むことができる。

然しながら、それもしばし、やがて、『明年。仁宗復下詔。以鼓鑄弗給。新舊資用。其弊滋甚。與銀鈔皆廢不行。所立院監亦皆罷革。而專用至元中統鈔云。』と取り止めの運命に陥り元の世は鈔にのみ依ることになる。

そしてその原因は上掲せるところより容易に推定し得るが如く銅の不足にある。そしてそれは私の見るところによれば、支那の貨幣史を貫く一大特徴である。従てそれは、何時の時代にも存する事情で、歷代これが克服に努めて幾多の政策が生れそこに多彩なる貨幣思想の發展を見るに至ることは、唐宋金の食貨志のわれわれに示す

ところであるのに、元にありては、そうならずして、この困難に遭ふや直に錢を廢止して紙幣制をとつてゐるのは——少くとも元史食貨志に關する限り——何と云つても淋しいことであり、前述せる貨幣數量説の思想の發展を見なかつたことゝあはせて元代貨幣思想の爲に惜しい氣がする。

又錢は後、至正十一年にも行はれたこと、元史食貨志に、『十一年。置寶泉提舉司。掌鼓鑄至正通寶錢。印造交鈔。令民間通用。』とあるによりて知ることが出来る。然しそこに成り立つ貨幣思想は次の鈔と錢の關係の上に成り立つものに外ならぬ。そしてそれはこれから節を改めて考察しようとするところであるからそこに譲る。

#### 四

元史食貨志に見はれたる貨幣思想は、その鈔の上に成り立つそれに於ては當然展開すべき數量説の思想が展開せられず、錢の上に成り立つそれに於ては、まさに論ぜらるべき貨幣素材の問題が論ぜられずして止み、われわれをして轉た寂寞の情をかこたしむるものがあるのを否み得ないが、鈔と錢の關係の上に成り立つそれに於ては丞相托克托(脱脱)の下に武祺、僕哲篤並に呂思誠の論争を惹起し、遂に詔勅の下るを見るに至り、その各の議論乃至詔勅の中にわれわれはこの問題に關する思想の活潑なる展開を見ることが出来る。

思ふに凡そ元の幣制は既に見たるところによりて明かなるが如く、大體紙幣本位であり鈔は不換紙幣であること云へるのであるが、實はそれは、始めからそれをめざして打ち建てられたわけではなく、鈔は錢の兌換券の筈であつたのが、錢が鼓鑄せられるに至らなかつた爲に遂にその様な結果に陥つたと解すべきことは、先にも引いた如く元史食貨志にも『元之交鈔寶鈔。雖皆以錢爲文。而錢則弗之鑄也。』とあるによりてもこれを知ることができ



と思ふ。然るに鈔が不換紙幣となると、特に濫發をつゝしむの要あることは論議の餘地を残さぬと謂はねばならぬ。そこで元の爲政者が深くこの點に意を用ひたことは察するに難くないところで、大元の世この紙幣本位制の鈔がとも角も行はれ得たことはそれを證するものと云へよう。然し鈔は濫發も困るが、不足も矢張り困る。蓋し、その場合には所謂金融梗塞、流通阻壅が起り民衆の不便を生ずること論ずるまでもないところであるからである。それで濫發をつゝしむと共にその不足を來さぬことにつとめねばならぬ。そこに昏鈔の引換乃至少々破損した交鈔でも金額が明瞭なる限りはこれが使用を強制すると云ふ政策も生まれる譯で、元史食貨志に『凡鈔之昏爛者。至元二年。委官就鈔庫。以新鈔倒換。……其貫伯分明微有破損者。並令行用。違者罪之。』とある所以であらうかと思ふのであるが、然しながら紙幣本位の下に於て濫發をつゝしむと同時に、それをして流通量を市場の需要に適應せしむることは困難である。少くとも金本位制の下に於ける自由鑄造、自由兌換の場合に於けるが如く、圓滑適切なるを得難いことは確かである。そこでこの紙幣本位の鈔に右の金本位制の妙味を加味する政策がとられるとすればその思想は、今日より見てまことにすぐれたる貨幣思想と推賞するに足ると思ふのであるが、元史食貨志に『中統之初。隨路設立官庫貿易金銀。平準鈔法。每花銀一兩。入庫其價至元鈔二貫。出庫二貫五分。赤金一兩。入庫二十貫。出庫二十貫五百文。』とあるはまさにそのすぐれたる貨幣思想に外ならぬ。論者或は元の當局者はそこまで考へたのではなくて、唯鈔の價値の平準の爲に行へるにすぎぬと云はれるかも知れぬが、價値の平準は需要供給の適正なる調和點に於て確保せられるものであることを知らねばならぬ。

然しながら鈔の濫發をつゝしむの政策はその流通量の減少を招來しがちであることを否めぬ。かくて至正年間

に入ると鈔の流通量が減少し、従てその間に偽鈔が續出して通貨界に混亂を惹起することとなり、ここに先述の如く、武祺が建言して、『鈔法。自世祖時已行之。後除撥支料本倒易昏鈔以布天下外。有合支名目於寶鈔總庫料鈔轉撥。所以鈔法疏通民受其利。比年以來。失祖宗元行鈔法本意。不與轉撥。故民間流轉者少。致偽鈔滋多。』と言ふのであるが、それはまさに鈔の不足を匡救することはできても、濫撥の危険を包藏せぬと云へぬわけであるが、次いで丞相托克托が至正十年交鈔を更改せんとして議を開くや武祺と僕哲篤は俱にそれに贊成し、僕哲篤は『更鈔法。以楮幣一貫文。省權銅錢一千文。爲母。而錢爲子。』と言ふてゐる。そしてそれは私の見るところによれば、鈔を主體とする幣制の下に在りて鈔一貫は即錢一千文とその比價を法定し、錢を納れて鈔を受くるを得るとともに又鈔を納めて錢を受け取り得る仕組にしてよりて以て鈔の流通額を市場の需要に適合せしめむことを計るものと解されることに於ては先の中統の制と原理を同じくする思想と云ふことができると思ふ。

ただ前者にありては紙幣がその表示せざる金銀と交流するのに對し、後者にありては紙幣がその表示する錢と交流することになり、従て今日の所謂完全なる金本位制に於ける金に置き換へるに銅を以てせるものに外ならぬことは注目に値する。それだけにそれに於て鈔を母とし、錢を子とすることはいささか無理にして、彼等の政策に眞向から反對する呂思誠が、これを評して、『中統至元自有母子。上料爲母。下料爲子。比之達達人乞養漢人爲子。是終爲漢人之子而已。豈有故紙爲父而以銅爲過房兒子者乎』と言つたのは無理からぬ次第であるとも考へられる。

そしてまた、呂思誠が更にこれに對して、『錢鈔用法。以虛換實。其致一也。今歷代錢及至正錢中統鈔及至元鈔

交鈔。分爲五項。若下民知之。藏其實而棄其虛。恐非國之利也。」と言へるを讀むときははわれわれはエリザベス女王の前に『惡貨は良貨を驅逐す』と奏せるグレイシアムを想起せざるを得ざる次第であり、武祺が『至元鈔多僞。故更之爾』と主張せるに對して呂思誠が『至元鈔非僞。人爲僞爾。交鈔若出。亦有僞者矣。且至元鈔猶故戚也。家之童稚皆識之矣。交鈔猶新戚也。雖不敢不親人未識也。其僞反滋多爾』と言へる言には貨幣價値に於ける信用の意義を示唆するところもあり、味ふべきものがあることを認むるに吝ではないが、然しながら、しかもなほ、武祺や僕哲篤に於ける貨幣思想をよく理解するを得ざる彼の頭を措きまざるを得ぬ。況や彼が進んで『況祖宗成憲。豈可輕改』と言ひ、それに對して僕哲篤が、『祖宗法。弊亦可改矣。』と言ふや、思誠がこれに對して、『汝輩更法。又欲上誣世皇。是汝又欲與世皇爭高下也。且自世皇以來諸帝皆諡曰孝。改其成憲可謂孝乎。』とからむに至つてはどんなものであらうか。この様な論法を用ゐるものは獨り元の至正年間の呂思誠に限らぬようであるが、かくの如き理窟の爲に引き出されたる世宗帝や成憲こそひいきの引倒しで、從て不敬の點より云へば輕々しく世皇や、成憲を引き出す呂思誠の方が責められねばならぬのではあるまいか。況や既に述べたるところよりしても又後に引く詔勅によりても知れる如く、世祖の政策に於ては錢鈔交流の意圖があり、只それが實現を見なかつただけであり、從て僕哲篤等の議は却て祖宗の遺志を完成するものとも云へるに於ておや。さらに況や呂思誠は、武祺が、『錢鈔兼行。』を提議するや、これに對して『錢鈔兼行輕重不倫。何者爲母何者爲子』と反問せるはまだ言葉の上の揚げ足りに過ぎぬと許しても、更に續けて、『汝不通古今。道聽塗說。何足以行。徒以口舌取媚大臣。可乎』と罵倒するに至つては論外であり、遂に僕哲篤が、『我等策既不可行。公有何策』とつめよらるゝ

に及んでは、『我有三字策。曰行不得。行不得。』と言ひ、なほ語をついでまた『丞相勿聽此言。如向日開金口河。成則歸功汝等。不成則歸罪丞相矣』と言ふてゐるがごときを讀む時は、元史食貨志は武祺や俛哲篤に就いては、『俛哲篤及武祺。俱欲迎合丞相之意』と誌し、呂思誠に就いては、その俛哲篤の議の後に『衆人皆唯唯。不敢出一語。惟集賢大學士兼國子祭酒呂思誠獨奮然曰』と記し、武祺、俛哲篤等に對するよりも、むしろ呂思誠に對して好意を抱くものの如くに見ゆるも、貨幣思想上より論ずれば呂思誠は武祺や俛哲篤に對して一籌を輸すると云ふべきではあるまいか。

この論戰の結果は遂に更鈔の議が定まり、次の詔が下ることとなる。曰く、『朕聞。帝王之治。因時制宜。損益之方。在乎通變。惟我世祖皇帝建元之初。頒行中統交鈔。以錢爲文。雖鼓鑄之規未邊。而錢幣兼行之意已具。厥後印造至元寶鈔。以一當五。名曰子母相權。而錢實未用。歷歲滋久。鈔法偏虛。物價騰躡。姦僞日萌。民用匱乏。爰詢廷臣。博采輿論。僉謂拯弊。必合更張。其以中統交鈔一貫文。省權銅錢一千文。准至元寶鈔二貫。仍鑄至正通寶錢。與歷代銅錢並用。以實鈔法。至元寶鈔通行如故。子母相權。新舊相濟。上副世祖立法之初意。』そして右の詔は上述の武祺や俛哲篤の更鈔の議を實行する爲の理由附けを爲すもので、その意味は既に述べたところよりして容易に理解し得るところで改めて説明を加ふるにも及ぶまいと思ふ。

かくて更鈔は實施せられ、從て『十一年置寶泉提舉司。掌鼓鑄至正通寶錢印造交鈔。令民間通用。』ことになり、ここに鈔の流通量はまさに社會の必要を反映充足し、金融の圓滑が期せられることになるはずでなければならぬ。

然るにその結果は『行之未久。物價騰踊。價逾十倍。』と記せられることになり、それは貨幣價值のひどい下落を従て貨幣數量のひどい膨張を意味し、理論と實際が一致せぬことを示すものでなければならぬ。そしてこの事實から見れば、呂思誠が先見の明があつたやうで偉い政治家の如く思はれるかも知れぬが、私は矢張り前述の見方を變へるの要はないと思ふ。何故かなれば私は前述の貨幣理論とその貨幣理論を實際に行ふその運用とは區別さるべく、そして右の失敗は理論そのものに歸せらるべきでなくして、實に運用に歸せらるべきものであると信するからである。然しその運用が如何に失敗したかは元史食貨志はこれを示して居らぬから今それを知る由もない。そうすればそれにもかかはらず失敗の責任を運用に歸するはいささか論理の飛躍にあらずやと難ぜらるるかも知れぬが、然しそれでも尙そう言ふのは、前述の如く武祺や僕哲篤の貨幣思想は紙幣の必要以上の膨張を不可とせるものと解せねばならぬからである。何となれば、若し鈔が不足して困るならば、それこそ發行は易々たる筈であるのに、それを主張せずして、上述の如き主張を爲すは何故かと言へば實に鈔の濫發の弊を慮るが故に外ならぬとせねばならぬ。然らば彼等の政策が右の結果をさけるにあることは言ふまでもないのであるから、従て右の結果の責はその理論でなくて、その運用に歸せられると考へるのが當然であらうと思ふからである。

更に元史食貨志によれば、その時、『又值海内大亂。軍儲供給賞賜犒勞。每日印造。不可數計。舟車裝運。舳艫相接。交料之散滿人間者。無處無之。昏軟者不復行用。京師料鈔十錠。易斗粟不可得。既而所在郡縣皆以物貨相貿易。公私所積之鈔。遂俱不行。人視之若弊楮。而國用由是遂乏矣。』と言ふふう流石の元の鈔の制度も遂に行きつまることになるが、然しそれは『海内大亂』と言ふ特殊事情に起因するが故に武祺や僕哲篤の貨幣思想の責

に歸せらるべきでないことはもとよりことわるまでもないところである。

ただ然しながらわれわれは元史食貨志のこの記述の中に鈔は濫發の結果その價值が下落しその信用を喪失し、その爲に通用せぬことになる過程の認識がよく把持せられてゐることを認むることを忘れてはならぬと思ふ。

## 五

以上私は元史食貨志に見られたる貨幣思想を鈔の上に成り立つそれ、錢の上に成り立つそれ、及び鈔と錢との關係の上に成り立つそれに分けて眺めたのであるが、いま暫らくそれらを綜觀してみるに、私は鈔の上に成り立つ思想に於ては貨幣數量説の思想が不充分であり、錢の上に成り立つ思想に於ては素材不足に對する考究が不足を告げ、鈔と錢との關係の上に成り立つ思想に於てはその金本位制的機構の認識が賞讃に値することが大きな印象としてあげられると思ふ。然しながらまた翻て考へて見れば成程前代に於ては錢荒に對して素材たる銅不足に對する思索が活潑に行はれたけれども元に在りては紙幣本位制が成立したのであるから別にその必要を見なかつたわけで、却て紙幣本位制と云ふ大きな收穫を讀ふべきだとも言へる。

そしてその紙幣本位制下の鈔に於ては數量説の展開を見ぬことが物足らぬとは云ふものの、凡そ元に於て始めて紙幣本位制の結果を招來するを得た所以のものは、實にその信用の維持に成功したからであると解せねばならず、それだけに元に在りてはその爲に大なる考慮が拂はれたことは察するに難からざるところで、例へば元史食貨志に前掲の如く昏鈔倒換の事實を見又、その外にも『大徳二年戸部定昏鈔。爲二十五樣。』『泰定四年又定焚毀之所』、『設各路平準庫。主平物價。使相依準。不至低昂。』『僞造鈔者。處死。首告者賞鈔五錠。仍以犯人家産給

之。』等とあるはその一端を示すものであるが、それらは前代にも矢張り行はれなかつた譯ではなく、元に於てよく紙幣本位が行はれたのは、その信用維持の爲には政府がその發行した鈔に對してよく責任をとり、これを公課に於て收納したことにあること史家の一致するところであるが、又その濫發をつゝしんだことが極めて重要な點であることを忘れてはならぬ。そしてその濫發をつゝしむ所以のものは言ふまでもなく、鈔の濫發の結果は鈔の價值下落し、その信用喪失し、その通行が壅滯すると考へたによるとせねばならぬ。そしていまそう考へるならば、われわれはそこに數量説の思想を見出さざるを得ないわけである。しからば元に於て鈔に就いて數量説の認識は不充分どころか實に立派に把握せられて居たと云はねばならぬ。前代に於ては數量説は徒らに論議されて實踐されなかつたのに元に在りては論議こそ餘りされなかつたが見事に實踐されたのであり、數量説の不言實行を見ると云つてもよいでもあらうか。然し更に考へて見れば數量説は必ずしも不言實行でもないとも云へる。蓋し、鈔と錢の關係に於て成り立つ武禩や俣哲篤の思想は私はその金本位制的機構の認識の點を稱揚するに急に於て又他を顧るに遑なかつたのであるが、それは實に數量説に立脚するとも云へるものであるからである。しからばそれ程數量説を堅持し、濫發をつゝしむ元に於て何故その最後に至つて濫發に陥り社稷を失ふにまで立ち至つたかと云へば、たとへいくら數量説を堅持するも國家の危急存亡に際しては、その様なことは云つて居られず遂に鈔も崩解して國と運命を共にしたわけであり、所詮は國家あつての鈔、國破れて山河ありとは咏ぜられても、國亡びて鈔ありとは考へられなかつたからであると言へないであらうか。(昭和十五年七月五日)